

介護職員等処遇改善加算に係る【見える化要件】について

令和6年（2024）年6月の介護報酬改定において今までの「処遇改善加算」「特定処遇改善加算」「ベースアップ等支援加算」が一本化され「介護職員等処遇改善加算」が創設されました。

当該加算を算定するにあたり、下記要件を満たしている必要があります。

- ・ 現行の介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）から（Ⅲ）までを取得していること。
- ・ 介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組みを行っていること。
- ・ 介護職員等処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた「見える化」を行っていること。

以上の要件に基づき、当法人の取組みについて下記の通り公表いたします。

	職場環境要件	当法人の取組み
入職促進に向けた取組	法人や事業所の経営理念やケア方針、人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年毎に事業計画書、事業報告書を作成し、職員に周知し、また施設内で見える場所へ設置している。 ・ 入社時に経営方針やケア方針等、オリエンテーションを行っている。
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外部研修、オンライン講座等を定期的に計画し、受講しやすい環境を整え、職員全員の資質向上を図る。 ・ 介護福祉等の資格を取得して、業務上その資格を活かす職員に対して、資格に応じた「資格手当」を支給する。
両立支援・多様な働き方の推進	職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職場の環境に応じて本人の希望による短時間勤務や休日、勤務日数を雇用時に認める。また、一時的な事情により勤務等の希望があった場合には柔軟な対応に配慮する。
腰痛を含む心身の健康管理	短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 休憩時間取得の徹底と年次の健康診断の実施（夜勤者は半年に1回） ・ 休憩時に使用できる休憩室の設置。
生産性向上のための業務改善の取組み	タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護記録はPC、タブレット等の電子的共有ツールを活用し、業務効率化を実施。 ・ センサー等の導入にて介護職員の不安軽減を図っている。
	業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・ タブレット端末にて記録入力の作業負担軽減、情報共有の円滑化を実施。 ・ 業務マニュアルの作成による業務の円滑化。

やりがい・働きがいの醸成	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善	・月1回のミーティングを実施。ミーティング、会議等の中でコミュニケーションの円滑化、ヒヤリハット報告や事故報告の共有化によりケア内容の改善を図っている。
	利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供	・施設サービス計画を職員全員が観覧、把握できるようにし、ミーティング、会議等にて情報共有を徹底している。